

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が

4月から始まりました!

75歳以上の方は、だれもが対象となる新制度です!

75歳以上の方と65歳以上75歳未満で障がい認定を受けている方が加入する新しい医療制度です。この新しい医療制度の運営は、都内の62区市町村が加入・設立した「東京都後期高齢者医療広域連合」が行います。



長寿医療制度と呼びます

今まで、後期高齢者医療制度としてお知らせしていましたが、長年、社会に貢献してこられた方々の医療費を国民みんなで支え、「国民みんなが長寿を喜ぶことができるしくみ」として、今後「長寿医療制度」と呼ぶこととしました。

1人ひとりに保険料がかかります

老人保険制度では、被保険者が加入している医療保険にそれぞれ保険料(税)を納付したり、会社の健康保険などの被扶養者は保険料がなかったりしましたが、長寿医療制度では被保険者全員が保険料を納めていただくこととなります。

保険料の決まり方

保険料は「均等割額」と「所得割額」を合計した額で決まります。被保険者1人当たりの均等割額は年額3万7800円、所得割額は一人ひとりの「旧ただし書き所得」に所得割率6.56%を掛けた金額です。旧ただし書き所得とは、すべての収入から必要経費などを引いたもの(年金・給与収入の場合は計算式があります)から、基礎控除33万円を引いたものです(退職所得を除く)。

普通徴収の方は7月から支払が始まります

普通徴収の方は、7月に保険料の額を決定し、納付書を送付します。8回(7月から平成21年2月まで)に分けて納入していただきます。

保険料の支払の方法

保険料の支払方法は、介護保険料と同時に年金から天引きとなる「特別徴収」と7月に送付する納付書や口座振替で支払っていただく「普通徴収」があります。

4月から特別徴収が始まっている方

特別徴収の方は、4月に年金からの天引きが始まっています。平成18年中の所得

普通徴収と特別徴収併用になる方は

制度移行などの関係で、4月から年金天引きにならなかった方のうち、次の方は、年金天引きが可能となる場合、納付書で3回(7月、8月、9月)納付していただき、その後3回(10月、12月、2月)は、年金からの天引きとなります。対象となる方は、被用者保険(社会保険)から移行された方(社保本人、社保被扶養者)障がい認定による被保険者の方

後期高齢者診療料が始まりました

糖尿病やぜん息など慢性疾患がある方で、継続的に医師の医学管理が必要となる方は、本人が選ぶことにより、登録された医療機関で後期高齢者診療を受けることができます。この診療は診療計画を定め、病気が

保険証は1人に1枚を交付、保険証に負担割合を記載しています

年度の途中で75歳になる方は、誕生日からの加入となりますので、誕生日までに保険証を送付します。医療を受けるときは、医療機関の窓口で必ず保険証を提示してください。また、

介護保険負担限度額認定証を更新します

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所またはショートステイを利用する場合、低所得の方が過重な負担とならないように、所得に応じた負担の限度額を定めています。申請により該当する方には、食費・居住費が一定の割合で減額となる負担限度額認定証を発行しています。なお、現在発行している認定証は、6月30日(月)で有効期限が満了となります。申請用紙を送りますので、引き続き対象となる方は、

健康診査を受けましょう

被保険者の健康保持増進のため、健康診査を実施します(長寿医療制度の方の健康診査は10月から12月に実施する予定です。詳しくは、9月1日号の広報でお知らせします)。

「広域連合お問合せセンター」を利用してください

広域連合では、「お問合せセンター」を設置しています。制度について分からない点など、気軽に問い合わせください。また、多数の問い合わせが寄せられた場合は、一時的にかかりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。

高齢者実態把握調査を実施します

市では、ひとり暮らしの高齢者世帯を対象に実態把握調査を行っています。この調査は、生活状況などを把握し、支援が必要になったときや災害時などに対応できるようにすることを目的に行っています。市の委託により、在宅介護支援センターの調査員

広域連合 お問合せセンター

受付時間 午前9時~午後5時(平日のみ)
電話番号 0570・086・519(八口コウイキ)
FAX 0570・086・075(八口一七五)

個人情報や政策判断を伴う内容などにはお答えできません。
PHS、IP電話(ひかり電話)の方は、市の担当まで問い合わせてください。

問合せ
保険年金課後期高齢者医療係(内線2429)へ

(身分証明書携帯)が各家庭を訪問します。健康のこと、介護のことなど気軽に相談してください。
この調査で得た個人情報は、外部に漏れることはありません。
調査委託先 在宅介護支援センター和敬園(小川・小川東・二宮・二宮東・平沢・平沢東・草花・菅生・瀬戸岡・原小宮)、在宅介護支援センターあきる台(雨間・野辺・切欠・引田・洲上・上代継・下代継・牛沼・油平・秋川・秋留)、在宅介護支援センターあたご苑(五日市地区)
問合せ 高齢者支援課高齢者支援係(直通558・1953)へ